

四日市市告示第549号

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第15条の規定に基づき四日市市総合会館集会施設の指定管理者を次のように定める。

平成29年12月26日

四日市市長 森 智 広

- 1 指定日 平成29年12月26日
- 2 公の施設名 四日市市総合会館集会施設
- 3 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
 - (2) 所在地 四日市市本町9番8号
- 4 指定期間 平成30年4月1日 から 平成33年3月31日 まで

(財政経営部管財課)